

令和 5 年度
高槻市立学童保育室
入室のご案内

公立学童保育室用

<受付期間・場所>

令和4年12月14日(水)～令和5年1月22日(日)

特別会場設置期間 (この期間のみ土日も受付・予約不要)
受付時間：午前9時～午後5時

* 令和4年12月14日(水)～12月20日(火)
高槻市役所 総合センター6階 C603会議室

* 令和5年 1月16日(月)～ 1月22日(日)
高槻市役所 総合センター6階 C601会議室

○令和4年12月21日(水)～令和5年1月13日(金)
までの間は、総合センター7階子ども育成課にて受付

(平日 午前9時～午後5時 完全事前予約制)

- ☆ 全ての申請(入室・延長保育利用・減免)につき、年度毎の手続きが必要です。
- ☆ 令和5年度より保育料及び減免区分、ならびに減免対象となる世帯に変更があります。

入室申請要領

1 受付期間・場所

令和4年12月14日(水)～令和5年1月22日(日)

《特別会場設置期間》 ☆この期間のみ土日を含む午前9時～午後5時受付 (予約不要)

☆ 令和4年12月14日(水)～20日(火) 高槻市役所総合センター6階 C603 会議室

☆ 令和5年1月16日(月)～22日(日) 同 C601 会議室

《事前予約による窓口受付期間》

☆ 令和4年12月21日(水)～令和5年1月13日(金) (12月29日～1月3日を除く)

高槻市役所総合センター7階子ども育成課 ※午前9時～午後5時の完全事前予約制

(予約受付) TEL: 072-674-7656 「学童保育入室申請の予約」とお伝えください

※ 上記は申請受付期間です。先着順の申請によって入室許可を決定するものではありません。

12月14日～1月22日の期間中の受付分で入室選考を行います。また、上記期間以降も子ども育成課にて受付を行います。期間内受付分の入室選考からは除外となります。

2 申請について

下記のとおり書類を揃えた上で、子ども育成課窓口にて申請を行ってください。なお、申請時に児童の健康状態等についてお尋ねしますので、必ず保護者の方がお越しく下さい(郵送不可)。

※ 民間学童保育室への入室申請受付は各民間学童保育室にて行います。直接事業者にご相談し、事業の詳細を理解した上で申請を行ってください。(開室日等公立とは異なる場合があります。)

※ 全ての申請(入室・延長利用・減免)につき、年度毎の手続きが必要です。

各書類については、後述の詳細を必ずご確認の上、不備のないようご用意ください。

兄弟で申請する場合、証明書類は世帯につき1部で結構です。

(1) 入室申請【別紙記入例を参照】

「入室申請書(3枚複写)」

(2) 入室要件確認書類(①②③いずれか該当する書類を提出)

《児童の保護者(単身赴任含む)及び同居者分》 ※令和5年度中の到達年齢が基準です。

◇ 20歳以上65歳未満(昭和34年4月2日～平成16年4月1日生まれ)の方: 全員分必須

◇ 16歳以上19歳まで、65歳以上の方及び1～3年生の障がい児の保護者等: 申請に必須ではありませんが、家庭状況の把握及び待機児発生時の選考に使用します(未提出の場合『無職』の方が在宅の扱いになります)ので保育できない状況にある場合はご提出ください。

① 就労(自営業以外)の場合…「雇用証明書」【証明書裏面記入例を参照】

② 就労(自営業)の場合…「自営業状況書」【自営業状況書裏面記入例を参照】

③ 就学・疾病等、就労以外の場合…「入室理由書」(保育できない状況を詳しく記入)

※ 「入室理由書」に加え、下記ア～ウの事実を証明する公的書類の添付が必要です。

ア. 保護者及び同居者の疾病・介護・看護の場合 ⇒ 医師の診断書 又は 障がい者手帳等

イ. 父母の就学の場合 ⇒ i) 学生証のコピー 又は 在学証明書 ii) 時間割 (i 及び ii 両方)

ウ. 父母以外の同居者の就学の場合 ⇒ 学生証のコピー 又は 在学証明書

(高校・大学等進学予定の方は、入室申請書へ「進学予定」と記入し、4月に証明書等をご提出ください。)

※必ずご確認ください※

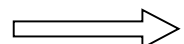
◆ 証明書は証明日から1か月以内のもののみ有効です。(申請時点)

(ただし、期間内受付提出分は令和4年11月1日以降の証明日の物であれば可)

(学生証コピーの場合は有効期限内のものを提出してください。)

◆ 書類の証明欄に修正液等による消去、訂正、加筆等がある場合や、記入漏れがある場合は受付できません。申請前にご自身で必ずご確認ください。

(重要) 次ページもお読みください



(3) 学童保育室延長利用申込書 (希望者のみ)

延長保育を希望する場合は別紙、「延長保育の利用申込みについて(ご案内)」(学童保育室延長利用申込書裏面)にて詳細を確認の上、市役所子ども育成課の窓口にて、申込みを行ってください。

※ 入室申請提出後や年度途中でも申込可能です。利用の開始希望月の前月20日までに子ども育成課窓口へ「学童保育室延長利用申込書」をご提出ください。

(4) 学童保育室保育料減免申請書 (該当者のみ)

減免該当世帯については、「学童保育室保育料減免申請書」と下表の区分に応じた添付書類(保護者全員分と、同居家族のうち働いている方及び前年に収入があった方全員分)による申請に基づいて保育料・延長保育料を免除ないし減額します。(申請がない場合は該当無しとして扱います。)

毎月10日(10日が休日の場合は翌開庁日)までに申請された場合、その月から減免が適用されます。11日以降の申請は、翌月からの適用となります。提出が遅れた場合、申請がなされなかった場合等、理由の如何を問わずさかのぼっての適用はできません。

また、令和5年度(令和5年4月)より、保育料および減免区分、ならびに減免対象となる世帯が変わります。ご注意ください。

《減免概要と添付書類》 ※ 別紙、「保育料減免申請書」裏面の詳細を必ずご確認ください。

区分	対象世帯	申請書に添付する書類
A	生活保護世帯 又は 中国残留邦人等自立支援給付受給世帯	生活保護受給証明書 又は 支援給付受給証明書
B	当該年度の市町村民税非課税世帯 ☆ 免除適用月によって対象年度が異なります ☆ 世帯員全員が非課税であることが条件です	市・府民税(所得・課税)証明書※1 (4・5月は「R4年度」、6月以降は「R5年度」)
C	当該年度分の市町村民税が課税の世帯で、その市町村民税所得割の額の年額区分が、世帯員全員分の合計で27,000円未満であるもの(A階層又はB階層に該当するものを除く。) ☆ 減額適用月によって対象年度が異なります	
	2人以上の児童が入室する世帯	添付書類不要(年上の児童名で申請書のみ提出)※2 2人以上の児童が、公立学童保育室に入室する場合のみ減額有

※1 当年1月1日に住民登録があった市町村にて発行(高槻市は総合センター1階税制課(23番窓口))

注)「令和5年度」の証明書は令和5年6月から発行可能となります。発行後に申請を行ってください。

※2 証明書は発行日から3カ月以内のもののみ有効です(申請日時点)。ご注意ください。

(5) 学童保育室入室申請児童状況 (該当者のみ)

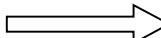
障がい児や配慮が必要な児童については、保育体制等の参考にさせていただくため、受付で状況書を記入していただきます。

「入室申請書」、「入室審査申請書」、「要件確認書類①・②・③」、「延長利用申込書」、「減免申請書」は、市のホームページからダウンロードできます。

入室申請書(公立)については、正本1枚・副本2枚の計3枚をご用意ください。

(3枚目は受付後、申請者控としてお返しします。)

各公立学童保育室・子ども育成課(総合センター7階)でも配布しています。

(重要) 裏面もお読みください 

3 入室許可

入室許可は、「入室申請書」及び「要件確認書類」等の書類審査等を行った後、保護者に通知します。（随時受付の場合、窓口での申請後入室決定まで10日程度かかります。）

各保育室の入室児童数が定員を超えている場合には、選考により待機になる可能性があります。近隣の保育室で定員に空きがあれば申請されている保育室は待機のままで、近隣の保育室へ入室することもできます。なお、その際は、近隣の保育室に係る入室申請書をご提出ください。

※ 民間学童保育室への入室が待機となった場合で、公立学童保育室への変更希望ありとチェックされていた場合、再度子ども育成課より結果を通知します。

4 学童保育室の開室校〈公立〉

高槻、芥川、磐手、清水、如是、阿武野、五領、桃園、川西、富田、大冠、南大冠、柳川、北大冠、桜台、芝生、日吉台、西大冠、玉川、上牧、北清水、赤大路、津之江、冠、柱本、三箇牧、丸橋、五百住、若松、竹の内、奥坂、土室、安岡寺、真上、松原、北日吉台、阿武山、南平台、郡家、寿栄

上記の小学校内に、学童保育室を開室しています。

在籍している小学校に限らず、希望する学童保育室を利用することができます。

[お問い合わせ先]

高槻市 子ども未来部 子ども育成課 学童保育チーム
(高槻市役所 総合センター7階)

TEL (072) 674 - 7656

FAX (072) 675 - 8648

高槻市立学童保育室は、保護者が就労又は疾病等の事由により昼間家庭にいない児童を対象に、スポーツ・レクリエーションを中心とした集団活動を通じ、児童に適切な保育を行うための施設です。

<u>指導内容</u>	学童保育室の指導員が、主にスポーツ・レクリエーションを中心とした集団活動を通して、児童の保育を行います。
<u>対象児童</u>	小学校 1～3 年生で、保護者の就労や疾病等の事由により、放課後に適切な保育を必要とする児童。(障がい児童の受け入れについては、入室要件を満たす 6 年生まで入室可) ※ 原則として、年間を通じて保育が必要な児童が対象です。
<u>入室要件</u>	児童の保護者(単身赴任を含む)及び同居者で 20 歳以上 65 歳未満の方全員が、保育をできない状況にあること (20 歳以上 65 歳未満 … 昭和 32 年 4 月 2 日 ～ 平成 16 年 4 月 1 日生まれ) ☆ 就労・就学の場合は下記①～③を全て満たす形で就労・就学していること ①概ね週4日以上 ②終了時間が14時以降であること ③ 1日(実働)4時間以上であること ☆ 疾病等の要件の保護者は、別途状況を証明する書類等が必要となります。 ※ 保護者が育児休業を取得中の場合は、入室はできません。
<u>開室日</u> (注1)	令和5年4月1日(土)～令和6年3月31日(日) ただし、日曜、祝日、12月29日(金)～1月3日(水)及び3月30日(土)を除く。
<u>開室時間</u> (注1)	平日 : 13時30分～18時00分(延長保育利用時は、19時00分) 土曜日 : 8時30分～17時00分(延長保育の実施はありません) 下記の期間は、開室時間が変わります。 長期休業期間 } 月～金 8時30分～18時00分(延長保育利用時は、19時00分) 創立記念日等 } 土曜日 8時30分～17時00分 ※ 始業式、終業式、短縮授業、行事等で各学童保育室の開始時間が異なる場合がありますのでご注意ください。(学校給食が無い日は、お弁当の持参が必要です。)
<u>定員</u>	40名 ※ 同一小学校内に複数の保育室を設けている場合があります。
<u>保育料</u> (注1)	児童一人につき 月額 : 6,000 円(8 月のみ 12,000 円) (延長保育料 月額 : 1,500 円) ※ 世帯の課税状況等による減免制度があります。(要申請) ※ 原則として、口座振替のご利用をお願いいたします。(要申請)
<u>入室許可の取消</u>	<u>次の事由に該当する場合、入室許可を取り消し、退室となる場合があります。</u> ・学童保育料を 3 か月以上滞納している場合 ・正当な理由がなく、長期間欠席している場合 ・児童、又はその保護者が保育上の指示に従わない、その他運営管理上不適当と認められる場合
<u>入室説明会</u>	令和5年3月下旬頃に、各学童保育室で入室説明会を1時間半程度行う予定です。 日程、実施場所等の詳細は入室決定通知に同封しますので、ご確認ください。
<u>その他</u>	<u>学童保育室では、安全対策のため、保護者の「迎え」を原則としています。</u> <u>児童の送迎は行いませんのでご注意ください。</u>
<u>入室決定等</u>	「入室許可通知」及び「待機通知」は、 <u>2月末頃(予定)</u> に郵送いたします。